規則

地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 規 則 を に 公 布 す る

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 僑 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七—九九五

地 勤務手当等 に 関す Ź 規則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規 則

よう に改正 地 勤 務手当等 す に 関 す る規 則 绮绮 玉 県 人 事委員会規 則 七 九 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O}

号 中 第 三条第三項 \neg 第 五. 条 第三 第 兀 項 号 第 中 三号 に 第 お 五 1 条 7 第 三項 同 ľ 第 一号 を 削 る に お V て 同 じ _ を 削 り 同 項 Ŧī.

二号) 第二号 項 第 間 第二 す 公署 読 び る \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} る 移転 \equiv 下 え \mathcal{O} 条 で 第 は る 4 第 \mathcal{O} 7 _ _ を替えて 同 規定 例 項に 第 除 号又 勤 \mathcal{O} 五条第三項 日 7 \mathcal{O} に (前 移転 又は 項 務 第二条第二 を含 適 日 た \mathcal{O} \mathcal{O} 平 L 見規定す 項に規 用 数 に は 時 日 務 務 \mathcal{O} 項 お 日 7 職 第三号 第三号 成 第一 間 適 す ٢ 時 規 員 け で ょ に \mathcal{O} む 間 除 で除 る り 七 た 定 \mathcal{O} お 日 用 間 る うる異 号 \smile 定 年 定 数 勤 け _ を 第 を 12 す 条 あ を す とあ 例 員 削 同 て \Diamond 埼 を ょ 務 \mathcal{O} 項 る る 削 る \mathcal{O} \mathcal{O} 乗 第二 得 動 り 時 職 項 5 る 規 規 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 1) 条 玉 規 て を り 第 た 異 定 定 定 得 削 中 県 又 じ 定 間 規 員 る لح 勤 は れ 定に 項中 務 は 動 に に た たそ 条 て得 \otimes に \mathcal{O} \mathcal{O} 同条 11 同 額 り、 _ 並 う。 を条 公署 時 項 項 に 例 又 ょ 6 休 ょ ょ 数 勤 は 第四 第二号。 間 第四 び に 勤 は た れ 暇 ŋ 同 \mathcal{O} り り で より定め 務 並 「を条例 読 除 時 項 読 例 に 規 務 者 \mathcal{O} 公 額 た 等 読 休 条例 定 時 移転 署 並 そ 4 間 第 第二条第 第 号 \mathcal{O} み替えて に 4 \mathcal{U} 項 L 暇等 + 中 す 関 替 て得 間 勤 \mathcal{O} び \mathcal{O} 替 に 中 二条 移転 休暇 第 る勤 条例 務時 以 の 日 に す え え ら 第十二条の三第 条例 号 者 \neg に 条 \mathcal{O} る て た れ 中 下 て (前 関 -<u>-</u>二条 第二条 適 例 条 適 た 匹 前 務 間 に 勤 適 額 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 す 三第 時 勤務 _ 例 用 そ に 十二条 項 を お 用 務 用 並 項第二号又 日 項 る \mathcal{O} 間 け と 0 関 各 同 す する第二 する場合 び 前 \mathcal{O} 時 伞 条 規定に 、る第二 三第 第二 条第 る職 とあ に す 号 で 時 間 者 項第二号 例 の三第 除 る 項 間 成 同 を を \mathcal{O} \mathcal{O} $\widehat{\overline{\Psi}}$ E 員 項 条 条 一項 る 削 七 勤 規 同 日 $\overline{}$ ر ح 項 項 を含 成 規 項 は T \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 項 条第 年 務 例 定 ょ \mathcal{O} ŋ 第三号 定 得 規 _ 勤 埼 中 又 り 七 に に は 中 に 時 伞 に 規定 規定 項に 年 規 定に 務時 す た _ 間 は 定 と 同 玉 並 む。 ょ 並 「を条例 一県条例 数 項 を 成 埼 定 項 8 る 11 を 第 り 第三号 E $\overline{}$ 削り 異 う。 間、 す 規 三号 5 玉 す \mathcal{O} を乗 ょ す び \mathcal{U} 同 七 読 に _ 条 年 定 n 県 動 る 規 り る 規 に る 4 休暇等 条例 たそ 条 又 異 定 じ 定 勤 第 条 定 及 第 埼 異 す \mathcal{O} 替 第二号) 十二条 務時 第二条 例 は 動 に 8 例 中 す び 同 __ 玉 動 る異 規 7 え 第十 える勤 県 定 第 公 又 ょ 得 5 項第 項 又 7 \mathcal{O} 署 は ŋ た لح 条 は 者 れ 間 動 に 滴 ·二 条 第二 第二 読 額 の 三 務 あ 規 公署 公署 た 関 前 前 例 又 ょ 用 \mathcal{O} \mathcal{O} で 並 除 時 定 第 す 移 項 項 は す

条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定す務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間 三項とする。 る勤務時間で除 して得た数を乗じて得た額並びに同日」と」を削り、 同項を同条第

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。